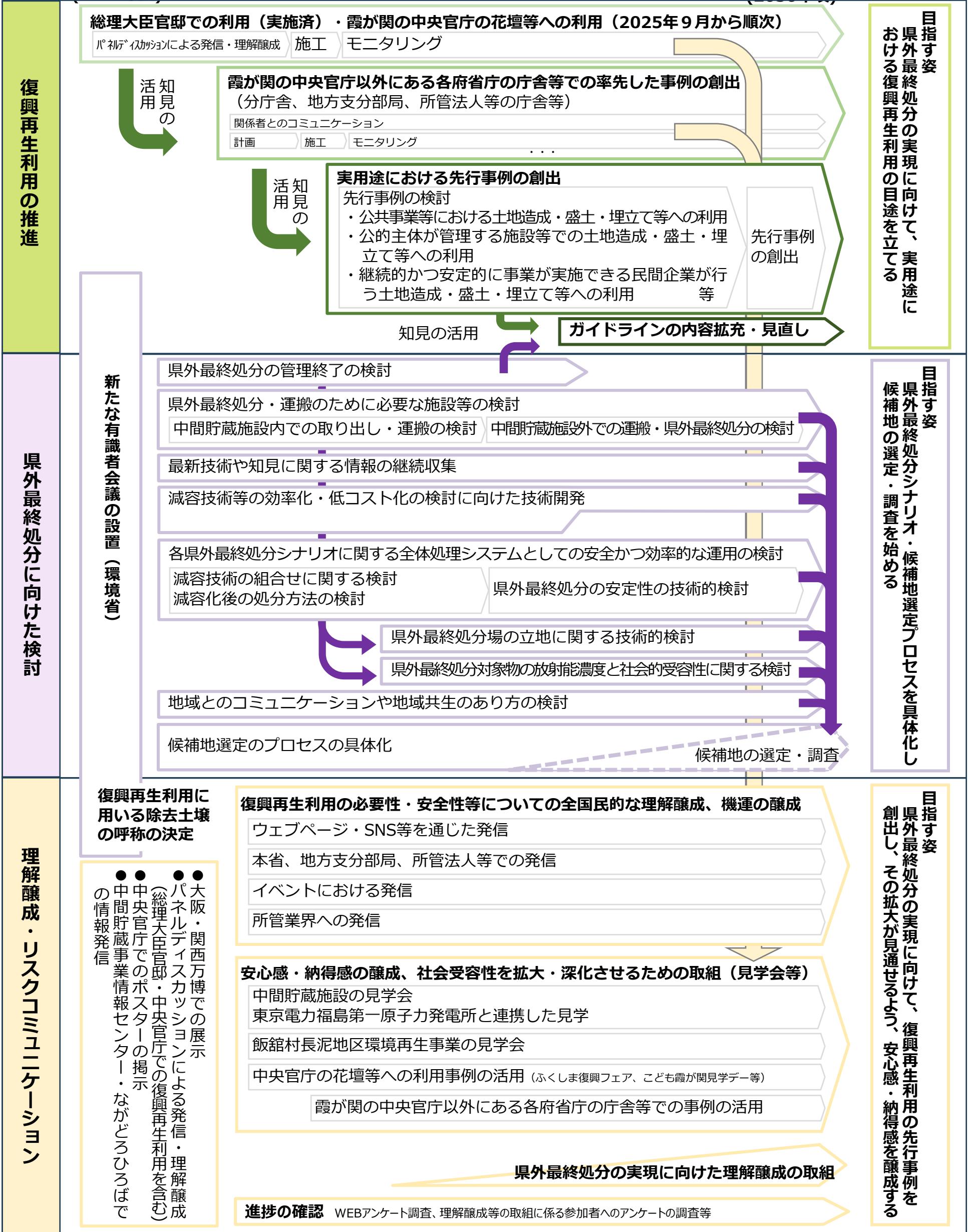


令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

(2025年夏)

(2030年頃)



※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのフォローアップを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討していく

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進 に関するロードマップ（補足）

1. はじめに

- 福島県内の除染等の措置に伴い生じた除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の県外最終処分の実現に向けて、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」（以下「推進会議」という。）において、令和7（2025）年5月27日に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）をとりまとめた。基本方針においては、復興再生利用の推進、復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進の3本柱について、政府一丸となって取り組むための方針を示した。
- また、基本方針を着実に実行するため、基本方針においてロードマップを取りまとめることとした。このロードマップは、基本方針に基づき、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめたものである。
- ロードマップに基づく取組を計画的・段階的に確実に実施できるよう、推進会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。また、必要に応じ、環境省が福島県や関係自治体の意見を伺いつつ、見直しを行っていく。
- また、復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、令和6（2024）年9月に公表された「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合」の最終報告書を受けた我が国の取組に対するIAEAによるフォローアップを受ける。また、IAEA等と連携して、科学的根拠に基づき、国内外に対して透明性高く情報を発信し、理解醸成を図る。
- 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の方針は、法律に規定された国の責務である。除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、各府省庁が一丸となって、理解醸成の取組を推進するとともに、復興再生利用の案件創出等に万全を尽くす。

2. 復興再生利用の推進

- 除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を低減するため、減容・再生利用を進めることが重要であり、復興再生利用の案件創出を段階的に拡大していく。
- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むため、復興再生利用に係る基準¹を策定してから最初の案件として総理大臣官邸での利用を、本年

¹ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第58条の4に定める復興再生利用（再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること）に係る基準をいう。

7月に施工したところである。これに続いて、霞が関の中央官庁の花壇等へ利用することとし、本年9月から順次施工する。

(霞が関の中央官庁の花壇等への利用場所) (別添参照)

- ・ 経済産業省総合庁舎
 - ・ 中央合同庁舎第4号館 (復興庁、財務省、内閣府他)
 - ・ 外務省
 - ・ 中央合同庁舎第8号館 (内閣官房、内閣府)
 - ・ 中央合同庁舎第2号館 (総務省、警察庁、消防庁他)
 - ・ 中央合同庁舎第3号館 (国土交通省、海上保安庁)
 - ・ 中央合同庁舎第5号館 (環境省、厚生労働省)
 - ・ 中央合同庁舎第6号館 (法務省、検察庁他)
 - ・ 中央合同庁舎第1号館 (農林水産省、林野庁、水産庁)
- さらに、霞が関の中央官庁以外の各地にある各府省庁の分庁舎、地方支分部局、所管法人等の庁舎等での復興再生利用を検討し、政府が率先して事例を創出する。
- そして、政府での取組を含め、復興再生利用に対する理解醸成の状況を踏まえつつ、各府省庁が連携して、案件創出を促進するための方策を検討し、公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用、公的主体が管理する施設等での土地造成・盛土・埋立て等への利用、継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う土地造成・盛土・埋立て等への利用等、実用途における先行事例を創出する。
- これらの知見を活用し、必要に応じ、環境省において、「復興再生利用に係るガイドライン (令和7年3月28日、環境省。以下「ガイドライン」という。)」の内容の拡充、見直しを行う。

(2030年頃に目指す姿)

2030年頃に、県外最終処分の実現に向けて、実用途における復興再生利用の目途を立てる

3. 県外最終処分に向けた検討

- 復興再生利用の推進、理解醸成・リスクコミュニケーションと並行して、環境省が中心となって、除去土壌等の減容や県外最終処分に関する検討を行っていく。これら検討に当たり専門的知見を活用するため、新たな有識者会議を環境省において秋頃に設置する。
- その下で、復興再生利用とも関連のある、県外最終処分の管理の終了の考え方や、中間貯蔵施設内での土壌の取り出し・運搬の検討等を優先的に検討する。
- また、中間貯蔵施設外での運搬・県外最終処分のための施設等についての検討や、減容技術等に関する最新技術や知見に関する情報の継続収集、減容技術等の効率化・低

コスト化の検討に向けた技術開発、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」(令和7年3月、環境省。)で示した4つの各県外最終処分シナリオに関する全体処理システムとしての安全かつ効率的な運用の検討、県外最終処分場の立地に関する技術的検討等を行うことで、おおむね2035年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行い、その後、用地取得、建設、運搬等、2045年3月までの県外最終処分の実現に向けた取組を着実に進めていく。

- あわせて、県外最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性に関する検討や、地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討等を進めていく。

(2030年頃に目指す姿)

2030年頃に、県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始める

4. 理解醸成・リスクコミュニケーション

- 復興再生利用に当たっては、国民や関係機関等の理解が重要である。復興再生利用に係る基準及びガイドラインの内容も踏まえて、科学的な根拠に基づき分かりやすく説明するとともに、IAEAの安全基準に合致していることも説明することによる安全性や、中間貯蔵施設のこれまでの経緯や地元の思いを踏まえた必要性等に対する全国的な理解の醸成に取り組むとともに、復興再生利用への機運の醸成や、安心感や納得感の醸成、社会的受容性の拡大・深化を継続的に図る。こうした考えの下、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」においてとりまとめた「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ(中間とりまとめ)」に復興再生利用の推進に係る取組を位置付けることも含め、各府省庁が一丸となって、理解醸成に係る取組を幅広く展開する。
- 復興再生利用に用いる土壌は資源であり、リスクコミュニケーションの観点から、例えば「復興再生土」などの呼称を、環境省において設置する新たな有識者会議等でご意見をいただき、環境省において決定する。
- 霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用事例については、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、ふくしま復興フェア、こども霞が関見学デー等のイベントの機会も捉え、理解醸成に活用する。
- 復興再生利用の必要性・安全性等についての全国的な理解醸成と、復興再生利用への機運の醸成のため、これまで、大阪・関西万博で展示等を行い、環境省では「県外最終処分に向けた環境省の取組についてのパネルディスカッション」を開催しているところである。また、中央官庁では復興再生利用に関するポスターを掲示している。さらに、ウェブページ・SNS等を通じた発信、本省、地方支分部局、所管法人等での発信、イベントにおける発信、所管業界への発信等を拡大する。

- さらに、安心感や納得感を醸成し、社会的受容性を拡大・深化させるため、これまで、環境省による中間貯蔵事業情報センター・ながどろひろばでの情報発信や、本年6月には関係省庁の職員による中間貯蔵施設の見学会を開催してきた。引き続き中間貯蔵施設・飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会や、また中間貯蔵施設と東京電力福島第一原子力発電所が連携した見学に加え、霞が関の中央官庁以外の各地にある各府省庁の庁舎等での事例を活用した理解醸成の取組等を実施し、実施地域・対象等を段階的に広げていく。
- また、県外最終処分の実現に向けても、その検討状況や復興再生利用の状況に応じて、安全性・必要性等に関する理解醸成の取組を進めていく。
- これらの進捗の確認のため「全国 WEB アンケート調査」、理解醸成等の取組に係る参加者へのアンケートの調査等を定期的実施する。

(2030 年頃に目指す姿)

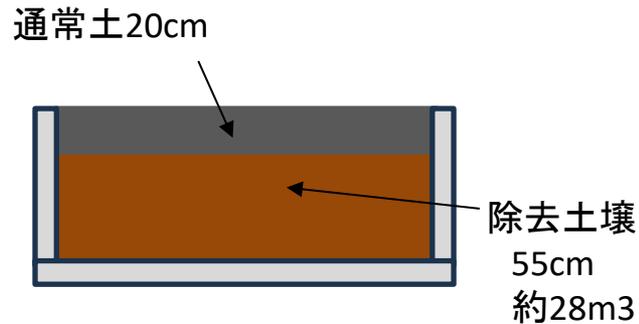
2030 年頃に、県外最終処分の実現に向けて、復興再生利用の先行事例を創出し、その拡大が見通せるよう、安心感・納得感を醸成する

経済産業省総合庁舎
中庭駐車場前花壇



復興再生利用

※芝生等を植栽予定

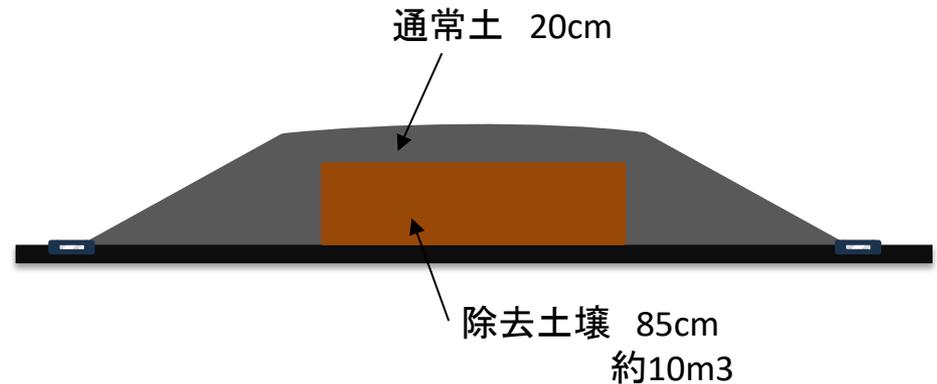


外務省
南庁舎入口の盛土



復興再生利用

※芝生等を植栽予定



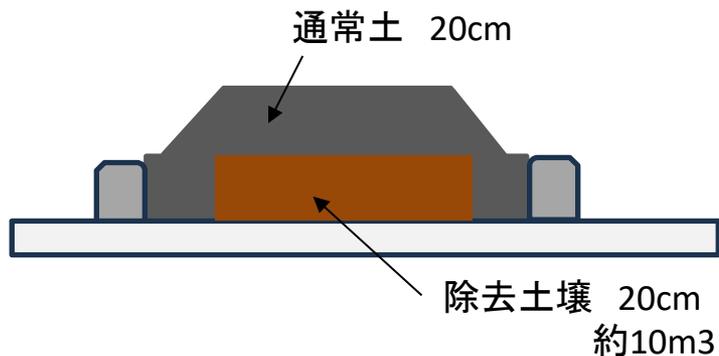
霞が関の中央官庁の花壇等への利用場所

中央合同庁舎第4号館 駐車場前花壇
(復興庁、財務省、内閣府他)

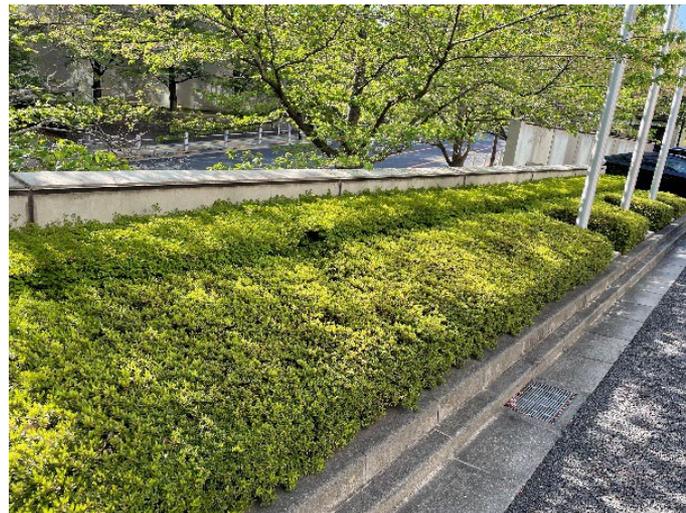


復興再生利用

※芝生等を植栽予定

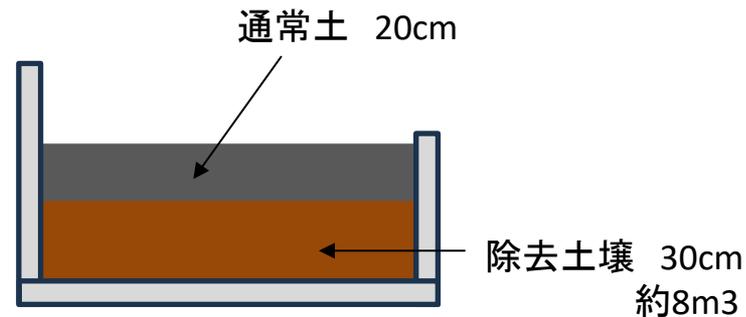


中央合同庁舎第8号館 正面玄関駐車場花壇
(内閣官房、内閣府)



復興再生利用

※芝生等を植栽予定



霞が関の中央官庁の花壇等への利用場所

中央合同庁舎第2号館 中庭花壇
(総務省、警察庁、消防庁他)



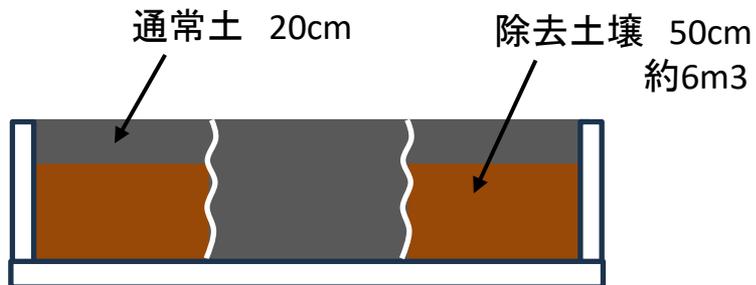
復興再生利用

中央合同庁舎第3号館 正門駐車場花壇
(国土交通省、海上保安庁)

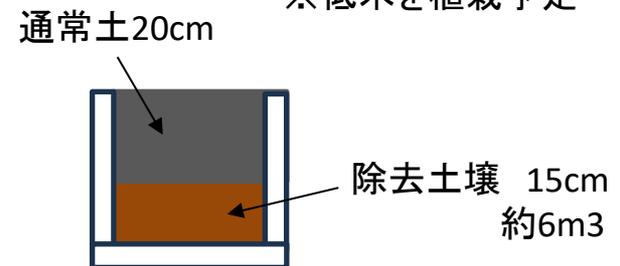


復興再生利用

※低木を植栽予定



※低木を植栽予定



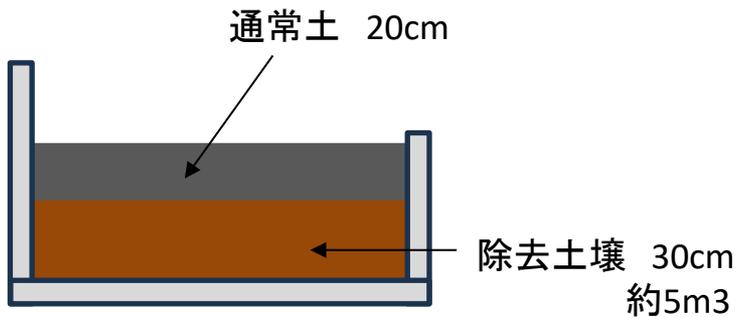
霞が関の中央官庁の花壇等への利用場所

中央合同庁舎第5号館 サンクンガーデン
(環境省、厚生労働省)



復興再生利用

※芝生等を植栽予定

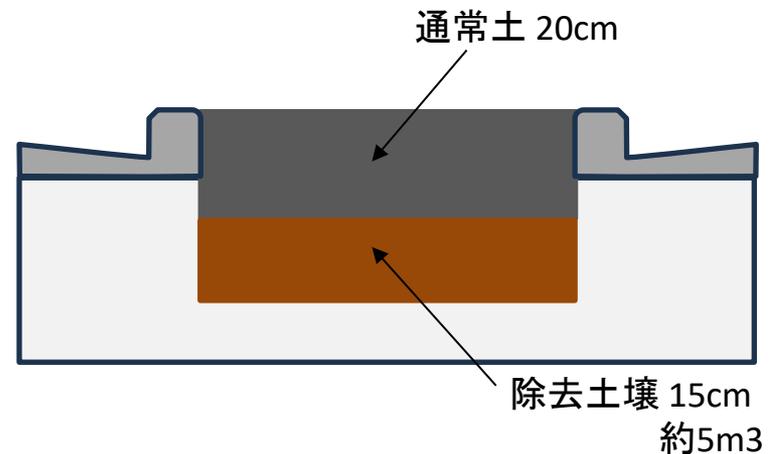


中央合同庁舎第6号館 北側駐車場の花壇
(法務省、検察庁他)



復興再生利用

※芝生等を植栽予定



霞が関の中央官庁の花壇等への利用場所

中央合同庁舎第1号館 正面玄関前花壇
(農林水産省、林野庁、水産庁)



復興再生利用

※花卉を植栽予定

